

お 知 ら せ

平成21年7月から入院される患者さんの会計計算方式が変わります。

当院では、平成21年7月1日からDPC（診断群別定額支払い方式）を導入し、会計の計算方式を以下により変更しますのでお知らせします。

◆DPCによる医療費の計算制度◆

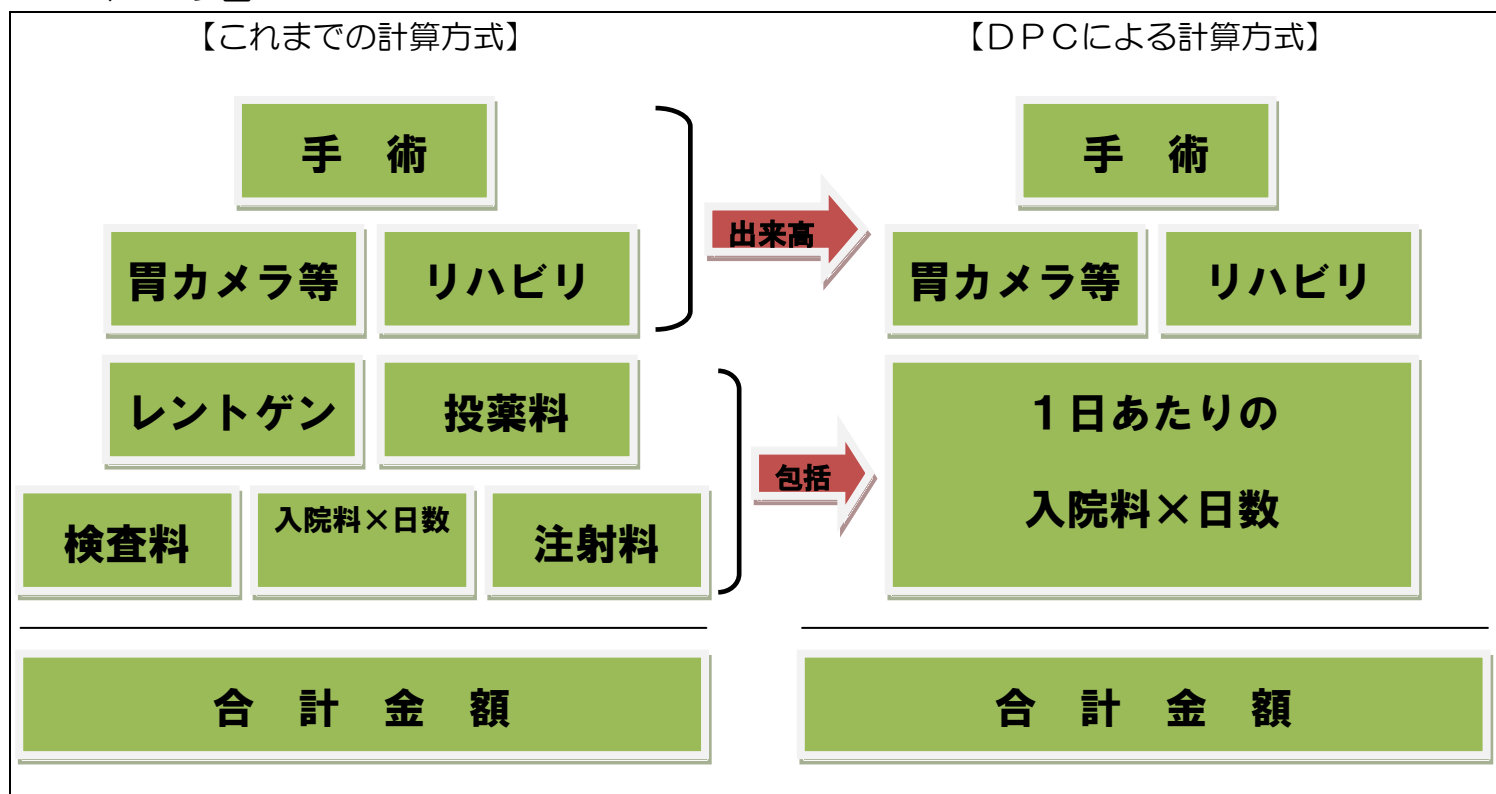
1日あたりの医療費が定額（病気の種類、手術、処置などにより定額料金が異なります。）となる制度です。

◆DPC（Diagnosis Procedure Combination）とは？◆

厚生労働省が推奨する会計方式で、病名や診療内容を1,572種類に分類し、分類ごとに定められた料金で入院日数により会計計算する方式です。

ただし、分類に該当しない病名や診療内容の場合は、これまでどおりの出来高払い方式となります。

<イメージ図>



◆入院会計請求書締め方法◆

これまでの、月2回（1日～15日と16日～月末）の締めは月1回（1日～月末）となります。なお、窓口等での支払方法については、変更ありません。

岩手県立二戸病院長

DPCで「変わること」「変わらないこと」Q&A

Q. DPCという計算方法により、医療費はこれまでとどのように変わるのですか？

A. DPCとは、診療行為ごとに料金を計算するこれまでの「出来高方式」とは異なり、患者様の病気、病状をもとに、診療の内容に応じて定められた1日あたりの定額料金を基本に計算する新しい方式です。1日あたりの定額料金は、診断群分類（1，572分類）と呼ばれる区分ごとに厚生労働省が定めています。

また、この料金に含まれるのは、入院料や検査・注射・画像診断等で、手術等についてはこれまでどおり「出来高方式」で計算されます。また、食事料金はこれまでどおり1食あたりの計算となります。

Q. 医療費の支払い方法はどのように変わるのですか？

A. 一部負担金の支払い方法は、これまでの方法と基本的に変わりありません。

ただし、入院後の病状経過や診療内容によって診断群分類が変更となった場合には、請求額が変わるため、退院時等に前月までの支払額との差額調整を行うことがあります。

Q. すべての入院患者さんがこの制度の対象となるのですか？

A. 患者さんの病名や診療内容が、診断群分類のいずれかに該当すると主治医が判断した場合に、新たな計算方式（DPC）により医療費を計算します。

病名等が、この診断群分類のいずれにも該当しない場合には、これまでどおりの「出来高方式」の計算となります。「出来高方式」となる主な診療は、以下のとおりです。

- ① 自然分娩
- ② 健康保険を使用しない交通事故の疾病
- ③ 労災による疾病
- ④ 人工透析を行う場合
- ⑤ その他高度先進医療を行う場合等

Q. 高額療養費の扱いはどうなるのですか？

A. 高額療養費の取扱いはこれまでと変わりありません。

